

岡山県青少年健全育成条例施行規則

昭和五十二年八月二日 岡山県規則第四十二号

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

（平十八規則二二二・一部改正）

（青少年の健全な育成を害するおそれがある写真等の内容）

第二条 条例第十条第三項第一号の知事が別に定める写真又は絵同項第二号の知事が別に定める場面、同項第三号の知事が別に定める写真又は絵及び同項第四号の知事が別に定める写真は、次に掲げるものとする。

- 一 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次に掲げるものを被写体とした写真並びに描写した絵及び場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）
- イ 大たい部を開いた姿態
- ロ 陰部、でん部又は乳房を誇示した姿態
- ハ 自慰の姿態
- ニ 愛ぶの姿態
- ホ 排せつの姿態
- ヘ 緊縛の姿態
- 二 性交又はこれに類する性行為で次に掲げるものを被写体とした写真並びに描写した絵及び場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）
- イ 性交若しくは性交類似行為又は性器等接触行為
- ロ 強かんその他おりのりよう辱行為
- ハ 変態性欲に基づく行為

（平十一規則六十一・追加、平十八規則二二二・一部改正）

（新聞公示による圖書の指定）

第三条 条例第十条第四項ただし書の規定による指定は、知事が別に定める新聞に公示することにより行うものとする。

（平八規則四十・一部改正、平十一規則六十一・旧第二条線下）

（有害圖書の区分陳列の方法）
第四条 条例第十条の二第一項の知事が別に定める方法は、次の各号（条例第十条第三項第三号に該当する有害圖書については、第二号及び第三号を除く。）のいずれかの方法とする。
一 間仕切り等により仕切られ、かつ、内部を容易に見通すことができない場所を設け、当該場所に有害圖書をまとめて陳列すること。

二 有害圖書以外の圖書を陳列する棚の外周から六十センチメートル以上離れた場所に設けられた棚に有害圖書をまとめて陳列すること。
三 有害圖書を陳列しようとする棚の各棚板の前面と直交する鉛直面上に、当該棚板の前面から十センチメートル以上張り出して設けた透視することができない材質及び構造の仕切り板と仕切り板の間に有害圖書をまとめて陳列すること。
四 背表紙のみが見えるようにして有害圖書をまとめて陳列すること。

五 前各号に掲げる陳列の方法によることが困難な場合は、ビニール包装、ひも掛け等により、有害圖書（条例第十条第三項第三号に該当する有害圖書については、その表紙等）を容易に閲覧することができないようにして陳列すること。

2 圖書を取り扱う業者は、有害圖書を陳列する場所について、条例第十条の二第一項の規定によるほか、当該有害圖書を青少年の目に触れないような場所に陳列するよう努めなければならない。

（平十八規則二二二・追加）
（有害圖書の掲示）
第五条 条例第十条の二第二項の規定による掲示は、よく見える大きさの文字で、成人向け圖書と表示すること等により行うものとする。

（平十八規則二二二・追加）
（多指定刊行物の公表）
第六条 条例第十一条第一項の規定による公表は、三月毎に県公報に登載して行うほか、県民に広く周知できる方法により行うものとする。

（平十一規則六十一・旧第三条線下、平十八規則二二二・旧第四条線下）
（圖書の自動販売機の設置の届出事項）
第七条 条例第十一条の三第一項第五号の知事が別に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 自動販売機を設置しようとする者、自動販売機の設置場所の提供者及び条例第十一条の四第一項に規定する管理者（次条第一項第三号において、「管理者」という。）の電話番号
- 二 自動販売機に収納しようとする圖書の種類
- 三 自動販売機の設置予定年月日

（平十四規則二・追加、平十八規則二二二・旧第五条線下・一部改正）

（圖書の自動販売機の設置の届出等）
第八条 条例第十一条の三第一項の規定による届出は、様式第一号に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。
一 自動販売機の設置場所付近の見取図
二 自動販売機の設置場所の提供者の土地使用承諾書（提供者

が設置場所の所有権を有しない場合にあつては、提供者及び所有者の土地使用承諾書）

三 管理者の住民票の写し及び就任承諾書
2 条例第十一条の三第二項の規定による届出は、様式第二号により行うものとし、変更の届出にあつては、当該変更の事実を証する書類を添えるものとする。

3 知事は、条例第十一条の三第一項又は第二項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し書面によりその旨を通知するものとする。

4 条例第十一条の三第三項の規定による表示は、様式第三号により行うものとする。
（平十四規則二・追加、平十八規則二二二・旧第六条線下・一部改正）

（自動販売機からの有害圖書の除去命令）

第九条 条例第十一条の五第三項の規定による有害圖書の除去命令は、様式第四号により行うものとする。

（平十四規則二・追加、平十八規則二二二・旧第七条線下・一部改正）

（有害興行指定の掲示）

第十条 条例第十二条第四項の規定による掲示は、様式第五号により行わなければならない。

（平十一規則六十一・旧第四条線下、平十四規則二・旧第五条線下・一部改正、平十八規則二二二・旧第八条線下）

（深夜における入場禁止営業の指定等）

第十一条 条例第十三条第一項の知事が別に定める営業は、設備を設けて客に水泳、スケート、卓球、庭球、野球の打撃練習、ゴルフの練習、たまつぎ、ボート、リング又はアーチェリーを行わせるもの、インターネットカフェ、まんが喫茶その他の設備を設けて客に主に圖書の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用を行わせるもの（図書館法（昭和二十五年法律第一一八号）第二条第二項に規定する私立図書館を除く。）及び個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱させるものとする。

2 条例第十三条第二項の規定による掲示は、深夜にわたる興行又は営業が行われる日の午後五時から当該興行又は営業の終了時まで、様式第六号により行わなければならない。

（昭六十一規則二・平十四規則六十一・一部改正、平十一規則六十一・旧第五条線下、平十四規則二・旧第六条線下・一部改正、平十八規則百二十二・旧第九条線下・一部改正）

（有害施設等の指定及び掲示）
第十二条 条例第十四条第一項第一号の営業で知事が別に定めるものは、旅館業法（昭和二十三年法律第一三八号）（第二条に規定するホテル営業又は旅館営業で、次の各号のいずれかの設備又は構造を有する施設（客との面接に適するフロント、玄関帳

場その他これらに類する設備において常態として宿泊者名簿の記載、宿泊料金の受渡し及び客室のかぎの授受を行う施設を除く。）により行うものとする。

- 一 客室の大部分が収容定員二人のものであり、客室に常時寝具が用意されているもの
- 二 客室に避妊用具を常備し、避妊用具の自動販売機を設置し、又は客の求めに応じて避妊用具を提供するもの
- 三 客室に性的感情を刺激する装置、照明、装飾品等を設置しているもの

2 条例第十四条第一項第三号の営業で知事が別に定めるものは、主として次に掲げる物品を販売するものとする。

- 一 性行為を促進し、又は助長するための器具その他の物品
- 二 性的感情を刺激し、又は性的興奮を高めるための書籍、雑誌、写真、絵画、映画フィルム、録音テープその他これらに類する物品
- 三 性的興味をそそるため性行為を題材として作られたがん具その他の物品

3 条例第十四条第二項の規定による掲示は、様式第七号により行わなければならない。

(昭六十規則二・一部改正、平十一規則六十一・旧第六条線下、平十四規則一・旧第七条線下・一部改正、平十八規則一二二・旧第十条線下・一部改正)

(指定避妊用具等)

第十三条 条例第十五条の二第一項の知事が別に定める衛生用品は、コンドーム(男性向け避妊用コンドーム及び女性向け避妊用コンドームに限る。)とする。

2 条例第十五条の二第二項の知事が別に定める器具、がん具は、前条第二項第一号の器具その他の物品及び同項第三号のがん具その他の物品とする。

3 条例第十五条の二第二項の規定による措置命令は、様式第八号により行うものとする。

(平十四規則二・追加、平十八規則一二二・旧第十一条線下・一部改正)

(有害薬品類等の指定等)

第十四条 条例第十六条第一項の知事が別に定める有害薬品類等は、トルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含むシナー(塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。)、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料とする。

2 条例第十六条第一項ただし書の知事が別に定める場合は、有害薬品類等の名称、数量及び使用目的並びに購入者の住所及び氏名を記入し、かつ、雇用主若しくは学校の長又はこれらの代理人が記名押印した書類を持参する場合とする。

3 有害薬品類等を販売する者は、前項の書類を、販売をした日

から三年間保存しておくなければならない。

(昭六十規則二・一部改正、平十一規則六十一・旧第七条線下、平十四規則二・旧第八条線下、平十八規則一二二・旧第十二条線下)

(有害広告物に対する措置命令書)

第十五条 条例第十七条第一項の規定による措置命令は、様式第九号により行うものとする。

(平八規則四十・旧第八条線下・一部改正、平十一規則六十一・旧第九条線下、平十四規則二・旧第十条線下・一部改正、平十八規則一二二・旧第十三条線下)

(立入調査員の指定)

第十六条 条例第三十二条第一項の規定により立入調査を行う者は、次に掲げる者のうちから指定するものとする。

- 一 生活環境部及び保健福祉部の職員
- 二 県民局、児童相談所及び保健所の職員
- 三 教育庁、教育事務所及び県立高等学校の職員
- 四 警察職員

(昭五十六規則三十・一部改正、平五規則五十二・旧第十条線下、平六規則十五・一部改正、平八規則四十・旧第十二条線下・一部改正、平十規則二七・一部改正、平十一規則六十一・旧第十四条線下、平二二規則二四・一部改正、平十四規則二・旧第十五条線下、平十七規則五十三・一部改正、平十八規則一二二・旧第十四条線下)

(立入調査員証)

第十七条 条例第三十二条第三項に規定する証明書は、様式第十号による。

(平五規則五十二・旧第十一条線下・一部改正、平八規則四十・旧第十三条線下、平十一規則六十一・旧第十五条線下、平十四規則二・旧第十六条線下・一部改正、平十八規則一二二・旧第十五条線下)

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。
- (施行の日) 昭和五十二年九月十六日
- (関係規則の廃止)

2 岡山県青少年保護育成条例施行規則(昭和四十二年岡山県規則第六十五号)は、廃止する。

(関係規則の一部改正)

3 岡山県事務処理規則(昭和四十四年岡山県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

(次のよう) 略

附則(昭和五十六年規則第三十号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和六十年規則第二号)

この規則は、昭和六十年二月十三日から施行する。

附則(平成元年規則第六十一号)

この規則は、平成元年十月十六日から施行する。

附則(平成五年規則第五十二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成五年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 岡山県青少年保護育成条例の一部を改正する条例(平成五年岡山県条例第三十一号)附則第二項の規定による届出をしようとする者に係るこの規則による改正後の岡山県青少年保護育成条例施行規則第九条の規定の適用については、同条第三号中「設置予定年月日」とあるのは、「設置年月日」と、様式第五号中「設置予定年月日」とあるのは、「設置年月日」とする。

(関係規則の一部改正)

3 岡山県事務処理規則(昭和四十四年岡山県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

(次のよう) 略

附則(平成六年規則第十五号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。
- 附則(平成八年規則第四十号)
- (施行期日)

1 この規則は、平成八年十月一日から施行する。

(関係規則の一部改正)

2 岡山県事務処理規則(昭和四十四年岡山県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

(次のよう) 略

附則(平成十年規則第二十七号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十年四月一日から施行する。
- 附則(平成十一年規則第三十四号)
- この規則は、平成十一年七月十五日から施行する。
- 附則(平成十一年規則第六十一号)
- この規則は、平成十二年三月一日から施行する。
- 附則(平成十二年規則第二十四号)
- この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附則(平成十四年規則第二号)
- (施行期日)

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県青少年保護育成条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用

することができる。

附 則（平成十七年規則第五十三号）抄（施行期日）

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年規則第一二二号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年七月一日から施行する。

（岡山県青少年保護育成条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 第二条の規定による改正前の岡山県青少年保護育成条例施行規則（以下「旧規則」という。）に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際、現に発行されている旧規則様式第十号による立入調査員証は、平成十九年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の岡山県青少年健全育成条例施行規則様式第十号による立入調査員証とみなす。

附 則（平成十九年規則第十号）

この規則は、公布の日から施行する。